

令和2年6月24日
電力・ガス取引監視等委員会

日本卸電力取引所の業務規程の変更に関する意見聴取について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見聴取を受けた、日本卸電力取引所における災害時の市場停止・再開に係る業務規程の変更の認可について、認可をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

1. 概要

従来、日本卸電力取引所における災害時の市場停止・再開に係る基準が不明確であり、平成30年9月の北海道胆振東部地震の際には、市場全域の一般負荷送電が完了した後においても、約3週間に亘って北海道エリアの市場取引が停止されるなど、市場参加者の予見性を高めることが課題となっておりました。

このため、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会において、市場の停止・再開基準に関する整理を行い、卸電力市場を停止する基準については、ブラックアウトからネットワーク機能が復旧(流通設備の損壊等により送電できない箇所を除き、一般負荷の送電が完了した時点)するまでの間に限定するという整理を行いました。また、再開基準については、ネットワーク機能の復旧後速やかに再開するという考え方にに基づき、スポット市場及び時間前市場について、具体的な基準の整理を行いました。

今般、上記の整理を踏まえて、日本卸電力取引所の業務規程を変更するため、令和2年5月28日に、日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程の変更認可申請が行われ、令和2年6月16日付けで、経済産業大臣から当委員会へ意見聴取が行われました。

本日、当委員会は、日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、認可することに異存はない旨、経済産業大臣へ回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 黒田
担当者:住田、部坂
電話:03-3501-1552(直通)